

身近にある「生活経済事犯」知っていますか？

- ・「未公開株」等を仮装し、出資名目に金を騙し取る
- ・法定外の高金利で取り立てをする
- ・住宅の点検等を口実に高額な工事料金を請求する
- ・高額な祈祷料を請求する
- ・消費者を販売員にして会員を増やしていく
- ・無料雑貨品を配り人を集め商品売りつける
- ・偽ブランド品・海賊版を販売する

「利殖勧誘事犯」

「ヤミ金融事犯」

「点検商法」

「靈感商法」

「マルチ商法」

「催眠商法」

「知的財産侵害事犯」



新生活、若者をめぐる 消費者トラブルに注意!

昨年4月、18歳から自らの判断で高額な商品購入や契約が可能になりました。社会経験や知識が少ない若者が悪質商法のターゲットになるケースがあります。

契約にはリスクがあります。周りの人によく相談し、親しい人からの誘いでも不要な時ははっきり断りましょう。



うそつき！
悪質業者は

うそつき
き

～被害防止のポイント～
うまい話を信用しない！
そうだんする！
つられて返事をしない！
すぐに契約しない！
きっぱり！はっきり！断る！

相談窓口の紹介

- 悪質商法相談電話 023-642-4477
- 警察相談専用電話 #9110
- 最寄りの警察署または交番・駐在所

高齢者の1日当たりの ATM引出限度額の引下げ

通帳やキャッシュカードを騙し取られる手口の特殊詐欺被害が増加しています。ATMでの不正な払出による多額被害を防止するため、**高齢者の1日当たりのATM引出限度額が引き下がります。**

詳細については、ご利用の金融機関に確認してください。

もう被害に遭う人を見たくありません。



大切な預貯金をお守りするために。
※ATMで現金を引出し、盗難や紛失のリスクを軽減するため、高齢者のATM引出限度額を引き下げます。
※ATMで現金を引出し、盗難や紛失のリスクを軽減するため、高齢者のATM引出限度額を引き下げます。
※ATMで現金を引出し、盗難や紛失のリスクを軽減するため、高齢者のATM引出限度額を引き下げます。

広報ポスター

春の交通安全県民運動

5月11日から5月20日までの10日間

※街頭指導強化の日 5月15日、5月19日
交通事故死ゼロを目指す日 5月20日

運動の重点

1. こどもを始めとする歩行者の安全の確保
2. 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
3. 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

5月は自転車月間

**自転車とヘルメットはセットです
ヘルメットを着用しましょう!!**

4月1日から道路交通法により
全年齢がヘルメット着用（努力義務）となりました。



70歳以上の方の運転免許更新

更新手続の前に高齢者講習の受講等が必要です

高齢者講習等は、有効期限の6か月前から自動車学校で受講できます（要予約）。高齢者講習等の御案内のはがきが届いたら、すぐに自動車学校へ予約をお願いします。



ご覧ください！県警ホームページ・SNS



県警HP



ツイッター



インスタグラム



ユーチューブ

除雪機購入の 補助制度について



大蔵村では除排雪の負担軽減と地域の自助と共助推進のため、
除雪機の購入に際して、補助金を交付します。

①家庭用除雪機

対象者：大蔵村に住所を有する個人で、村税等の滞納がない者

対象除雪機：①新品の自走式小型除雪機

②農耕用機械に装着する新品の除雪用アタッチメント

※個人間の売買により取得した除雪機は対象となりません。

補助金額：購入経費の4分の1（10万円を限度とします。）

②地区自治会用除雪機

対象者：地区自治会（地区代表が申請してください。）

対象除雪機：新品の自走式小型除雪機

※村道、私道、公共施設、要援護者の住宅などを地区住民が
共同して除雪することを目的としたものに限りです。

補助金額：購入経費の2分の1（50万円を限度とします。）

◎申請について

申請される方は、購入する前に総務課政策推進係まで申請してください。

（申請書は大蔵村公式ホームページからもダウンロードできます。）

なお、申請には申請書の他に次の書類が必要になります。

1. 見積書又は契約書の写し
2. カタログ等の写し

※予算の範囲内での補助金交付となります。予算がなくなり次第終了となる場合がありますので、ご了承ください。

○申請及び問合せ先

大蔵村役場総務課政策推進係 75-2111（内線 214）

※裏面もご覧ください

地域活性化推進事業の募集について

大蔵村では、個性と活力に満ちた地域づくりのために、各団体が主体となって行う事業に対し補助を行う制度があります。令和5年度に次の事業実施をお考えの団体等は、ぜひご相談ください。

1 対象事業及び補助金額

対象事業	事業内容(例)	補助金額
① 美しい村づくり事業	緑化活動、遊歩道・展望スポットの整備活動	対象事業費の8割以内 10万円を限度
② 地域の特色を生かした地域づくり及び交流事業	地区の祭り備品等の整備、農業体験受入事業等(継続的に行う事業)	
③ 子育て環境づくり事業	子育てサークル活動、一時託児サークル活動	
④ 6次産業の推進と農産物加工の推進事業	加工・直売施設の整備、特産品開発研修活動	対象事業費の8割以内 10万円を限度(施設の新設又は改修を伴う事業については100万円を限度)
⑤ 地産地消による「食」の魅力向上事業	郷土食・伝統食伝承活動、地元食材による創作料理開発活動	
⑥ その他村長が特に必要と認めるもの		対象事業費の8割以内 10万円を限度

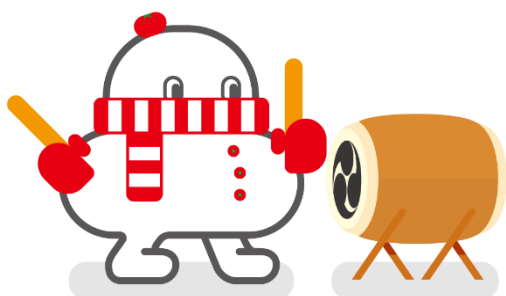
※ 飲食費、維持管理経費等は除く。他の補助事業と重複する事業は、対象外

2 補助対象者 事業実施団体の代表者

3 申込期限 令和5年6月9日(金)まで

※申し込み多数の場合は調整をさせていただきます。

予算枠に達しなければその後も随時受け付けます。



○申請及び問合せ先
大蔵村役場総務課政策推進係
75-2111 (内線 214)

※裏面もご覧ください

大産振第156号
令和5年5月8日

村民各位

大蔵村長 加藤 正美

緑の募金へのご協力について(お願い)

新緑の候、皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃より本村行政につきましては、多大なるご指導と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、「緑の募金」は、身近な環境の緑化から、森林の整備・緑の普及啓発活動、森林環境教育など、さまざまな緑化活動に役立てられています。本年度につきましても例年同様に実施致しますので、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、募金の金額につきましては下記のとおりとなっております。募金の趣旨についてご理解をいただき、ご協力下さいますよう重ねてお願い申し上げます。

記

募金金額：1戸あたり100円（緑の羽根1本）の募金をお願いします。



令和5年 5月12日

肘折地区の皆様

発注者: 国土交通省 新庄河川事務所 工務第一課

受注者: 東北電機鉄工株式会社

令和5年度 ゲート設備点検整備業務 「肘折砂防堰堤(ダム)」水門ゲート開放のお知らせ

初夏のころ、皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
さてこのたび「肘折砂防堰堤」水門ゲートの年次定期点検のため下記の
通りゲートの開閉作業を行い堰堤の水を放流いたします。

放流時には、一時的に堰堤の水位が低下するため温泉街の水路に
水が流れなくなります。

皆様には、大変ご迷惑をおかけしますが水門設備の機能を維持する
ための大切な点検作業ですのでご協力をお願いいたします。

—記—

- 1.期 日 **令和5年6月19日(月) 午前9時～正午頃まで**
(予備日 6月20日(火) 同時刻)
- 2.作業内容
 - ・ゲートの全開、全閉などの動作確認
 - ・設備の損傷、破損等の確認
- 3.作業による影響
 - 1.温泉街に導水している水路に水が流れなくなります。
養鯉のために水路に流れている水を養殖用の池などに
水を引いて利用されていらっしゃる場合は対策をお願いします。
 - 2.銅山川に一時的に濁水が流れます。

【点検業者】 東北電機鉄工株式会社
酒田市大浜1丁目4-57
電話 0234-33-9115
管理技術者 佐藤 朗
携帯番号 080-3474-1461

連絡先

国土交通省 新庄河川事務所 工務第一課

電話 0233-22-0254

国土交通省 新庄河川事務所

最上南部流域治水出張所

電話 0233-75-2204